

■生産基盤と生活環境の総合整備

(事業名)	事業主体 県
県営中山間地域総合整備事業	

■事業の目的

農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備し、農業・農村の活性化を図り、定住の促進、都市との交流、国土・環境の保全に資する。

■事業のポイント

- 高補助率事業 (国：55%、県：30%)
- 生産基盤と生活環境の整備をメニュー方式で必要な工種を選択し総合的に実施
- 事業実施に必要な受益面積は、生産基盤整備の受益面積の合計で要件を確認(各路線の受益面積が小さくても、受益面積の合計が要件を満たせば事業実施が可能)
- 末端受益2戸まで補助対象

■事業内容

① 農業生産基盤整備	
農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全	
② 農村生活環境整備	
農業集落道整備	集落周辺の農道を補完し、農産物運搬等に利用される集落道や土地改良施設の管理に利用される連絡道の整備
営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物の栽培、洗浄等の施設の整備
農業集落排水施設整備	雨水を排除する集落内の排水施設の整備
農業集落防災安全施設整備	集落の防災と安全を図る土留防護柵、防火水槽等の整備
用地整備	農業近代化施設、公共施設の用地の整備
活性化施設整備	農業生産活動等の拠点となる多目的施設の整備
地域農業活動拠点施設整備	農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用等の施設・付帯施設の整備
交流施設基盤整備	多目的広場・付帯施設の整備
情報基盤施設整備	情報伝達に必要な施設の整備
市民農園等整備	市民農園・集落農園の農用地の整備
生態系保全施設等整備	動植物保護施設、植生、緩傾斜護岸等
地域資源利活用施設整備	地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
施設補強整備	農業施設の安全性確保のために必要な補強

施設環境整備	農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の保全に配慮した整備
施設集約整備	農業農村施設の撤去及び撤去跡地の整備
交換分合	農用地等の交換分合
集落土地基盤整備	ほ場整備等のため必要な事業

■対象地域

過疎法、山村振興法、特定農山村法のいずれかの指定を受けた市町村又は地域を含む市町村(準ずる地域含む)。

なお、事業実施区域は林野率が50%以上、かつ、傾斜度1/100以上の農地面積が50%以上を占める地域。

■採択要件

集 落 型

【一 般 型】

農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備をメニュー方式で一体的に実施

※農業生産基盤整備の受益面積が概ね60ha以上(但し、特例要件を満たす場合は20ha以上)

【生産基盤型】

中山間地域の地形条件などに配慮したほ場整備を中心とした農業生産基盤のみを整備

※農業生産基盤整備の受益面積が概ね20ha以上(但し、ほ場整備の受益面積が10ha以上)

【生活環境型】

農業生産基盤整備を概ね了している地域において、生活環境を中心とした整備を実施

※農業生産基盤整備と農村生活環境基盤整備の中から2工種以上を実施(但し、少なくとも農村生活環境基盤整備を1工種以上)

広域連携型

市町村全域から数市町村に跨る地域を対象とし、地方単独事業と一体的な構想の下で実施

※実施要件は一般型と同じ

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：55%、県：30%、市町村等：15%

■生産基盤と生活環境の総合整備

(事業名)	事業主体 県
県営農村振興総合整備事業	

■事業の目的

地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する。

■事業のポイント

- 生産基盤と生活環境の整備をメニュー方式で必要な工種を選択し総合的に実施
- 事業実施に必要な受益面積は、生産基盤整備の各事業の受益面積で要件を確認（各路線の受益面積が小さくても、受益面積の合計が要件を満たせば事業実施が可能）
- 末端受益2戸まで補助対象

■事業内容

① 農業生産基盤整備	
農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全	
② 農村生活環境整備	
農業集落道整備	集落周辺の農道を補完し、農産物運搬等に利用される集落道や土地改良施設の管理に利用される連絡道の整備
営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物の栽培、洗浄等の施設の整備
農業集落排水施設整備	雨水を排除する集落内の排水施設の整備
農業集落防災安全施設整備	集落の防災と安全を図る土留防護柵、防火水槽等の整備
用地整備	農業近代化施設、公共施設の用地の整備
活性化施設整備	農業生産活動等の拠点となる多目的施設の整備
地域農業活動拠点施設整備	農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用等の施設・付帯施設の整備
交流施設基盤整備	多目的広場・付帯施設の整備
情報基盤施設整備	情報伝達に必要な施設の整備
市民農園等整備	市民農園・集落農園の農用地の整備
生態系保全施設等整備	動植物保護施設、植生、緩傾斜護岸等
地域資源利活用施設整備	地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
施設補強整備	農業施設の安全性確保のために必要な補強
施設環境整備	農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の保全に配慮した整備

施設集約整備	農業農村施設の撤去及び撤去跡地の整備
交換分合	農用地等の交換分合
集落土地基盤整備	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のための必要な事業

■対象区域

県下全域（ただし、農村振興基本計画が作成されている区域であること）

■採択要件

- 総事業費が2億円以上であること。
- 農業生産基盤整備と集落基盤整備を一体的に行うものであり、農業生産基盤整備を2工種以上かつ農村生活環境整備を1工種以上実施すること。
- 受益面積は概ね60ha以上であること。

※ただしほ場整備を行うものであって、その事業の受益面積の合計が20ha以上、または、ほ場整備とその他農業生産基盤整備メニューの事業を併せ行うものであって、ほ場整備に係る受益面積の合計が、概ね10ha以上であり、かつ事業全体の受益面積の合計が概ね20ha以上

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50%、県：25%、市町村等：25%

■ 施工事例

農業用排水施設整備



実施前



実施後

農道整備



実施前



実施後

ほ場整備



実施前



実施後

農地防災



実施前



実施後

農業集落道整備



実施前

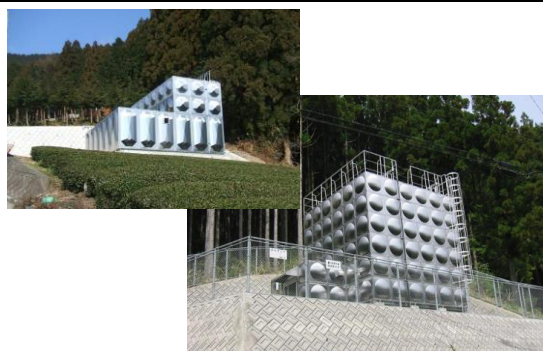


実施後

営農飲雑用水施設整備



浄水槽



配水池

農業集落防災安全施設整備



施工中

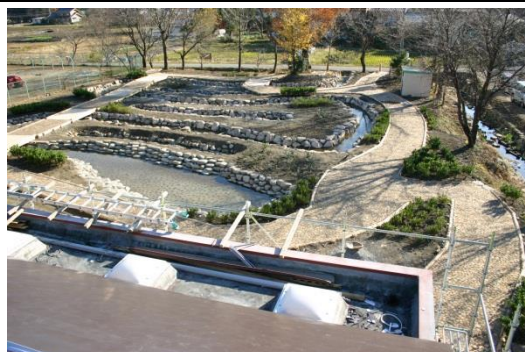


施工後

生態系保全施設等整備



実施前



実施後